

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第11部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 環境条件 ホルダは、規定の環境条件の下（周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等）で使用できなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 箇条7	箇条6 寸法 ホルダは、使用率60 %の定格電流の値に対して設計し、ホルダの寸法は規定による。 箇条7 機能 ホルダは、次のことを満たさなければならない。 － 溶接棒の固定及び使い残りの端部の取り外しは、安全で素早く行うことが可能である。 － 作業者が圧力を加えることなく、製造業者が指定する溶接棒径が保持可能である。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	箇条7 機能 ホルダは、次のことを満たさなければならない。 － どのような取付け状態においても、溶接棒を保持して、使い残りが規定の値まで使用可能である。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の	■該当 □非該当	箇条11	箇条11 表示 各ホルダには、次の事項を明瞭に、かつ、容易に消えないように表示しなければならない。 a) 製造業者、販売業者又は輸入業者の名称又は商標	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条12	b) 製造業者による形式（識別） c) 定格電流 d) 規格番号（JIS C 9300-11） 箇条12 取扱説明書 各ホルダの取扱説明書には、次の事項を記載しなければならない。 a) ホルダの形名、A形ホルダ、B形ホルダ又はJ形ホルダの形名 b) つかみ得る溶接棒径の範囲 c) 溶接ケーブルの正しい接続 d) 溶接ケーブルの種類及びサイズ（断面積）の選択 e) 許容電流と使用率との関係 f) 主な補修部品リスト ただし、c)はホルダに添付しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条10 10.3	箇条10 機械的要求事項 10.3 溶接ケーブルの接続 ホルダは、製造業者が指定する溶接ケーブル断面積の範囲内で取替えができるよう設計しなければならない。接続部は、分離することなく機械的引張試験に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4	箇条4 環境条件 ホルダは、規定の環境条件の下（周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等）で使用できなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条9 9.2 9.3	箇条9 温度定格 9.2 耐熱性 温度試験の後、ホルダの頭部は絶縁物、特に溶接棒を挟む部分において、火ぶくれ、深い炭化、単純な又は星形のクラック（亀裂）などの損傷があつてはならない。 9.3 高温物体への耐力 ハンドルの絶縁物は、発火又は絶縁が低下することなく、高温物体及び通常の溶接で発生する溶接スパッタの影響に耐えなければならない。 ホルダのどのような構成品も通常の操作状態において、燃焼の危険が生じない自己消火性の材料を使用しなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条8 8.1	箇条8 電撃に対する保護 8.1 直接接触に対する電撃からの保護 ホルダは、溶接棒を取り付けずに、製造業者が指定する最	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条10 10.2	小断面積の溶接ケーブルを装着した状態において、充電部への故意でない接触に対して保護する構造でなければならない。 溶接電流を通電しないスプリングは、ホルダの他の金属部分から絶縁しなければならない。 箇条10 機械的要求事項 10.2 ハンドルへの溶接ケーブルの絶縁の入り込み ホルダは、溶接ケーブルの絶縁が規定の値以上の深さまで入り込むよう設計しなければならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条8 8.2	箇条8 電撃に対する保護 8.2 絶縁抵抗 絶縁抵抗は、湿度処理後、規定の値以上なければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.2 8.3	箇条8 電撃に対する保護 8.2 絶縁抵抗 絶縁抵抗は、湿度処理後、規定の値以上なければならない。 8.3 絶縁耐力 ホルダの絶縁は、フラッシュオーバー又は絶縁破壊も生じることなく、規定の交流試験電圧に耐えなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					い。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.3	箇条9 温度定格 9.3 高温物体への耐力 ハンドルの絶縁物は、発火又は絶縁が低下することなく、高温物体及び通常の溶接で発生する溶接スパッタの影響に耐えなければならない。 ホルダのどのような構成品も通常の操作状態において、燃焼の危険が生じない自己消火性の材料を使用しなければならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.1	箇条9 温度定格 9.1 温度上昇 ホルダの温度上昇は、つかみ得る溶接棒の最大径に相当する低炭素鋼の丸棒及び最大断面積のすずめつきなしの銅線の溶接ケーブルを取り付けた状態で、定格電流を通电したとき、ハンドル外部表面の最も熱い箇所の温度上昇が規定の値を超えてはならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切	■該当 □非該当	箇条10 10.1	箇条10 機械的要求事項 10.1 溶接ケーブルの入り口 ホルダの溶接ケーブルの入り口は、曲げによって溶接ケーブルに損傷を与えないように円滑に丸みを帯びた端部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		な設計その他の措置が講じられるものとする。			にしなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.3 10.4	箇条10 機械的要求事項 10.3 溶接ケーブルの接続 接続部は、分離することなく機械的引張試験に耐えなければならない。 10.4 耐衝撃性 ホルダは、溶接棒のクランプ装置又はこの装置のレバーにおいて、外観又は機械的損傷なしで、衝撃試験の機械的ストレスに耐えなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又は 損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.3	箇条9 温度定格 9.3 高温物体への耐力 発生した煙及び溶出したものは、人体に有害であってはならない。	
第 十 三 条	電気用品から 発せられる電 磁波による危 害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	各種報告によれば、アーク溶接装置によって発生する電磁波は人体に危害を及ぼすレベルでは

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						ないため、非該当が妥当と考える。
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	当該製品は、人が手に持って使用する手動機器であるため、溶接中、無監視状態にはならないため、非該当が妥当と考える。
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 環境条件（JIS C 9300-1（以下、第1部）の規定による。） 溶接電源は、規定の環境条件の下（周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等）、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。	当該製品は、JIS C 9300-1の溶接電源との組み合わせで使用するものである。 そのため、溶接電源との組み合わせた状態で始動、再始動、停止

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						のリスクを考慮している。
第十五条 第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.6 箇条13 13.3 13.3.4	箇条8 温度保護 8.6 リセット 温度保護装置は、規定の絶縁階級の温度を下回るまでは、自動又は手動でリセットできてはならない。（第1部の規定による。） 箇条13 危険低減装置 13.3 危険低減装置の要求事項 13.3.4 フェールセーフ状態 危険低減装置が規定に従った動作をすることができなかったときは、出力端子の電圧が規定値を超えないレベル以下になるようにし、自動的にリセットしてはならない。（第1部の規定による。）	同上
第十五条 第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.1	箇条9 異常操作 9.1 一般要求事項 溶接電源は、ファン停止試験を行ったとき、電撃又は火災の危険が増大してはならない。（第1部の規定による。）	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮	■該当 □非該当	箇条6	箇条6 寸法 ホルダは、使用率60 %の定格電流の値に対して設計し、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。			ホルダの寸法要求（ホルダの定格電流に対する溶接ケーブルの断面積の最小限の適合範囲等）は規定による。	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	—	電気用品の対象となるアーク溶接機は、電磁的妨害に関してJIS C 9300-10 の EMC要求事項で規定している。
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	—	電気用品の対象となるアーク溶接機は、雑音に関して JIS C 9300-10 の EMC 要求事項で規定している。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上	☒ 該当	簡条11	簡条11 表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☐ 非該当		各ホルダには、規定の事項を明瞭に、かつ、容易に消えないように表示しなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	☐ 該当 ☒ 非該当	－	－	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 （イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間 （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考える。
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 （電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。） 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 （イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び 電気脱水機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2023

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	－	－	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。